

○名寄市立大学学長選考規程施行細則

平成 19 年 8 月 1 日

(学長選挙の公示)

第 1 条 学長選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、教授会の議に基づき、名寄市立大学学長選考規程（以下「規程」という。）第 5 条の選挙を行なう日時・場所、学長候補者の推薦受付期間などを記した公示（様式第 1 号）を行わなければならない。

2 前項の公示は、少なくとも選挙実施予定日の 30 日前までに行う。規程第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号により行う選挙については、速やかにこれを行う。

(学長候補者の推薦及び告示等)

第 2 条 規程第 4 条に規定する学長候補者の推薦は、推薦書（様式第 2 号）を用いて、公示後 20 日以内に、選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）あてに行うものとする。

2 委員長は、推薦のあった候補者名及び推薦書を、選挙実施日の 10 日前までに告示するとともに、同様の内容を選挙実施日時と合わせて選挙権者全員に通知する（様式第 3 号）。

3 推薦書に履歴書及び業績目録が添付されている場合には、委員長はそれらを選挙権者の閲覧に供するものとする。

(選挙の不成立)

第 3 条 規程第 5 条第 3 項の選挙が不成立になった場合、又は同条第 5 項及び第 6 項の選挙において当選者がいない場合には、再選挙を行う。

2 前項に規定する再選挙を行う日時等については、教授会の議を経て、委員長が公示(様式第 4 号) する。

(投票及び開票の立会人)

第 4 条 選挙の公正を期するため、投票及び開票の際には立会人を置く。

2 前項の立会人は、委員会の委員長以外のものがこれに当たる。

(投票の方法)

第 5 条 規程第 5 条における投票は、投票用紙（様式第 5 号）を用いて行う。

2 投票は、選挙権者本人による直接投票による。

3 出張など選挙実施日当日に本学に不在の場合は、第一次投票に限って不在者投票を認める。

(無効投票)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの。
- (2) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。
- (3) 氏名を確認しがたいもの。
- (4) 投票用紙に記載のないもの。

2 前項に定めるもののほか、投票の効力について疑義が生じた場合には、委員会が有効性の判断を行う。

(開 票)

第7条 開票は、投票時間が終了した後に、立会人の立会のもとにただちに行わなければならない。

2 委員長は立会人の立会のもとに、投票総数、有効投票数及び候補者別の得票数を確認し、その結果を教授会に報告する。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、大学事務局がこれを行う。

附 則

この細則は、平成19年8月1日から施行する。

様式第1号 公示

様式第2号 推薦書

様式第3号 告示

様式第4号 再選挙の公示

様式第5号 投票用紙